

歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン

歩行者と自転車を優先するまちの実現に向けた第一歩として、まずはできることから始めよう！と、「歩行者と自転車を優先するまちワークショップ」ではアクションプランの策定に向け、何度も検討を重ねてきました。

この度、「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン（案）」として次の4つを基本目標として取りまとめ、現在皆様のご意見を募集しています。

歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン（案）4つの基本目標

安全で快適な歩行空間の創出

特に人が集まる逗子駅周辺地区において、誰もが安全で快適かつ楽しんで歩ける歩行空間を実現していきます。

適切な自転車利用ができる環境づくり

自転車の走行環境や駐輪などの利用環境の向上を図るとともに、自転車利用者のルール・マナーを守る意識づくりを行います。

公共交通アクセス手段の向上

公共交通利用環境の向上等により、公共交通機関の利用者の増大を図り、さらなる公共交通網の充実を目指します。

車に頼りすぎない仕組みづくり

逗子駅周辺地区の混雑を緩和するため、車に頼りすぎない仕組みづくりを進めるとともに、自動車の安全運転のための意識向上を図ります。

歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン(案)パブリックコメント募集

上記4つの項目を基本目標としたアクションプラン案の全文については、市のホームページか、次の場所で閲覧できます。皆様のご意見お待ちしております。

閲覧場所：環境管理課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、青少年会館、小坪公民館、沼間公民館、図書館、

意見募集期間：2月13日（木）～3月14日（金）

意見提出方法：任意の様式に『歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン（案）への意見』と明記し、住所、氏名、意見をご記入の上ファクス、Eメール（添付ファイル不可）、郵送などでお送りいただくか、直接環境管理課へお持ちください。

※お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方は、後日ホームページで公表します。

公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

※ご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。



平成26年3月

歩行者と自転車のまちづくりニュース

第5号



歩行者と自転車を優先するまちづくりに向けて…

クルマ中心から公共交通、自転車、徒歩で…という生活に転換してみましょう。

発行：歩行者と自転車を優先するまちワークショップ

事務局：逗子市 環境都市部 環境管理課

ご存知ですか？自転車は路側帯も左側通行になりました。

自転車安全利用五則（本紙2面参照）にも掲載していますが、自転車は原則車道の左側を通行します。ただし、歩行者の通行の妨げにならない場合は「路側帯」を通行することができます。その通行方法が、平成25年12月1日に施行された道路交通法の改正により変わりました。路側帯の通行方法や、通行できない路側帯についてお知らせします。

詳しく解説

そもそも、路側帯って??



歩道の設けられてない道路で、歩行者の通行のため、道路の端に設けられた帯状の部分で、道路表示によって区画されたもの。

「路側帯」「駐停車禁止路側帯」「歩行者用路側帯」の3種類がありますが、逗子では、「駐停車禁止路側帯」「歩行者用路側帯」はありません。

例えば、水道路にも「路側帯」が設けられています。



自転車は路側帯を通行する場合、道路の右側の路側帯は走れません。また、自転車は通行できる路側帯内であっても、歩行者の通行の妨げとなる場合は、通行できません。「歩行者用路側帯」は、自転車は通行できません。

右側にある路側帯を通行すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。

<路側帯>

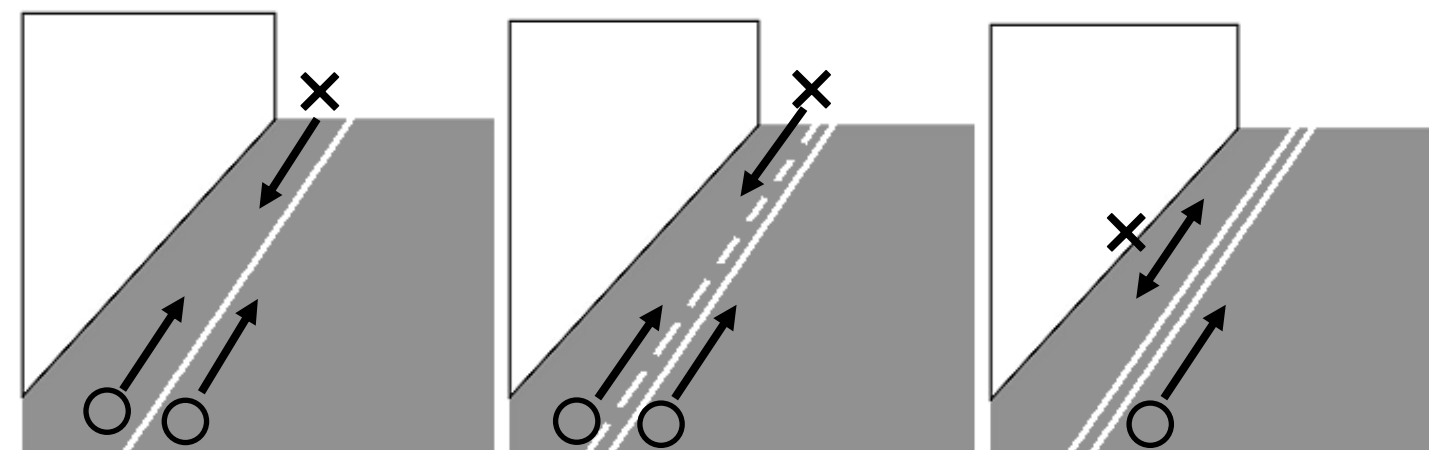
白の実線1本

<駐停車禁止路側帯>

白の実線1本、破線1本

<歩行者用路側帯>

白の実線2本



神奈川県警察ホームページ等を参照

これまで以上に注意したい自転車のルール・マナー

道路交通法に基づき、交通ルールとマナーを分かりやすくまとめた、「交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示第3号）」と交通安全教育を効果的、かつ適切に実施するための手引きである「交通安全教育指針（国家公安委員会告示第15号）」も平成25年12月道路交通法の改正に合わせて一部改正されました。主な改正点をご紹介します。

（神奈川県警察ホームページを引用）

<シートベルト>

幼児を自転車の幼児座席に乗車させるときは、ヘルメットだけではなく、シートベルトも着用させましょう。



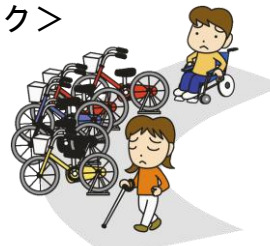
<反射材用品>

自転車に乗るときは、運転手から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用し、夜間は反射材用品等を着用しましょう。



<点字ブロック>

自転車は、点字ブロックの上や近くに駐車しないようにしましょう。



<保険加入>

自転車の交通事故でも多額の損害賠償責任が生じる恐れがあるので、保険等に加入するようにしましょう。



参考（TSMマーク）

☆☆☆☆ 自転車はルールを守って安全運転「自転車も車両です」 ☆☆☆☆

平成24年中逗子管内で起きた自転車に関連する交通事故は、全事故の約16.5%を占めています。

自転車は「車のなかま」なので、原則として車道を走らなければなりません。

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心がけましょう。

自転車安全利用五則（自転車に係る主な交通ルールです）

①自転車は、車道が原則、歩道は例外（歩道を通行できるのは、「道路標識で指定された場合」「13歳未満の子ども」「70歳以上の高齢者等」「車道の状況を見てやむを得ない場合」です。）

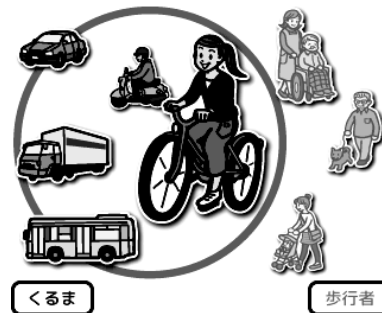
②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

④安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用（保護者は子どもを自転車に乗せるときは、ヘルメット着用を努めなければなりません）



※自転車安全利用五則の他にも、

- ・自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用禁止
- ・傘を差しながらの運転の禁止
- ・ブレーキを備え付けていない自転車の運転の禁止。

など、様々なルールがあります。

シンボルロゴデザインを作成しました

歩行者と自転車を優先するまちを目指していく意識を市民の方々みんなで盛り上げていくために、昨年11月と12月にロゴデザイン作成ワークショップを2回開催し、デザイナーの矢谷左知子さんと一般参加の市民の方々とともにシンボルロゴデザインを検討しました。「ゆずりあい 逗子」をキーワードに、矢谷さんにみんなの案を素敵なデザインにいただきました。今後、ステッカーやポスターなどで、皆さんの目に触れる機会をふやしていきたいと思っております。お楽しみに！



（参加したみんなでイメージボードを作成しました♪）

親子で参加OK！

じてんしゃあんぜん教室を開催します

じてんしゃあんぜん教室を行います～じてんしゃのルールを楽しく学ぼう！～

日時：平成26年3月21日（金・祝） 11:00～15:00 ※荒天中止

場所：逗子小学校校庭「第8回こどもフェスティバル」内

昨年も好評だった子ども自転車安全教室を今年も開催します。子どもたちが安全、安心、そして楽しく自転車に乗れるように、クイズや簡単なコースの試走を体験していただきます。小さなお子様でも乗れるペダル無しのランニングバイクもご用意。参加記念品有り。（各回5名～10名）

●小学生への『おもしろコースでたのしく学ぼう』

逗子小の校庭に、面白真面目なコースが出現！
楽しく、面白く、正しいルールを学ぼう！
※自分の自転車で来てください。

●幼児向けの『ランニングバイクで じてんしゃ レッスン』

ランニングバイク（ペダルのない自転車）体験をしてみましょう！（2歳～未就学児対象）
自転車乗り方教室も！

主催：歩行者と自転車のまちを考える会



☆久木小学校が全日本交通安全協会優良学校賞を受賞しました！

受賞理由：開かれた学校づくりを推進するため、学校・地域・保護者との協働により教育活動の充実を目指しており、地域ボランティアの登下校時の見守り活動など、地域住民の交通安全意識が高い。特に警察・交通指導員・スクールサポーターと連携し「歩行訓練」「自転車教室」等により交通ルールやマナーの学習を推進して交通事故防止に成果を上げている。